

2021 年 7 月 28 日
日本郵便株式会社

業務区分別収支（2020 年度）

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀）は、本日、2020 年度の業務区分別収支を総務大臣に提出いたしました。

業務区分別収支は、日本郵便株式会社法（以下「法」といいます。）第 14 条の規定に基づき、「郵便業務等」、「銀行窓口業務等」、「保険窓口業務等」および「その他」の区分ごとの収支の状況を明らかにするものです。

○ 2020 年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日）

（単位：億円）

業務の区分	営業収益	営業費用	営業損益
第一号（郵便業務等）	13,391	13,171	220
第二号（銀行窓口業務等）	5,287	5,253	35
第三号（保険窓口業務等）	2,439	2,545	△ 106
第四号（その他）	8,707	7,270	1,437
合計	29,824	28,239	1,585

注 1 業務区分別収支は、法第 18 条の規定に基づき公表するものです。

注 2 記載金額は、2020 年度決算で反映された過年度の国際郵便に係る営業収益（△71 億円）および営業費用（△1 億円）の修正を、各発生年度（2017 年度～2019 年度）に反映して公表しているため、合計額は 2020 年度決算の計数と一致しません。

注 3 記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

（参考）

- ・ 第一号（郵便業務等）とは、法第 14 条第 1 号に規定する業務（郵便の業務、印紙の売りさばき業務及びお年玉付郵便葉書等の発行の業務並びにこれらに附帯する業務）です。
- ・ 第二号（銀行窓口業務等）とは、法第 14 条第 2 号に規定する業務（銀行窓口業務等及びこれに附帯する業務）です。
- ・ 第三号（保険窓口業務等）とは、法第 14 条第 3 号に規定する業務（保険窓口業務等及びこれに附帯する業務）です。
- ・ 第四号（その他）とは、法第 14 条第 4 号に規定する業務（荷物、不動産及び物販等の業務）です。

以 上



郵政創業150年

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

＜電話番号＞0120-2328-86（フリーコール）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です）

＜ご案内時間＞

平日 8:00～21:00

土・日・休日 9:00～21:00

※おかけ間違いのないようにご注意ください。



郵政創業150年